

情報公開法の見直しに関する要請

(情報公開法の改善に関する要請事項)

現行法上は一部不開示の場合、不服申立の結果を受けた後にまとめて開示の実施を求めようとしても、開示の申し出期限(30日)のため、それができない。

つまり一部不開示決定の場合、墨消しされた文書の複写の交付を受け、後に不服申立が認められて不開示が取り消された場合は、改めて開示手数料を支払って複写の交付を受ける必要がある。これは不服申立に対する諮問庁の処分が、開示の申し出期限までに下されることがまずあり得ないためである。

このため不服申立で開示が見込まれる文書であっても、必要としない墨消し文書の交付のために開示実施手数料を浪費させられるという不合理が存在する。

そこで一部不開示の場合には、開示の申し出期限を延長し、不服申立に対する諮問庁の処分が下された日から合理的な期間内まで開示の申し出を認めるよう改善されるべきである。

(情報公開法の改善に関する要請事項)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第九条第三項に該当する電磁的記録については開示実施手数料の額(特に複写の交付に係る費用)を大幅に引き下げるべきである。

(要請の理由)

政府が現在推進しているe-Japan戦略に従えば、今後の行政情報は電子情報が主体になると思われる。

その一方で、電子情報はカラー化、グラフィック化が著しくこれは必然的に容量の増大を生み、開示実施手数料の高額化につながっている。

現在の施行令が定める電磁的記録に関する開示実施手数料の額では、電磁的記録のまま複写の交付を受けるより、用紙に出力したものの交付を受けた場合の方が格段に割安になる場合がある(特にカラー画像等が記録されていてデータ容量が大きい場合)。

行政機関が電磁的記録で保有している情報を、開示実施手数料の観点から用紙に出力したもので交付を受けるという状態のままであるならば、政府が進めるIT化が一向に民間に波及しないことになる。

そこで法律施行令第九条第三項に該当する電磁的記録については、開示実施手数料の額を大幅に引き下げ、電磁的記録での提供を押し進めることでe-Japan戦略の推進に寄与させるべきである。

以上